

静岡県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

清水町

2 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画下水道事業 清水町公共下水道（狩野川左岸処理区）

3 事業施行期間

自 平成18年3月31日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし